

### (3) 建築物の高さ等の考え方

#### 1) 複合日影への配慮

地区内の複数の建築物を一の敷地にあるものとみなして、地区外に生じる日影が都条例で指定する時間以上にならないよう、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度など、必要な建築物等に関する事項を定める。なお、地区内の病院や中学校に対する日影等の影響に配慮した計画とする。

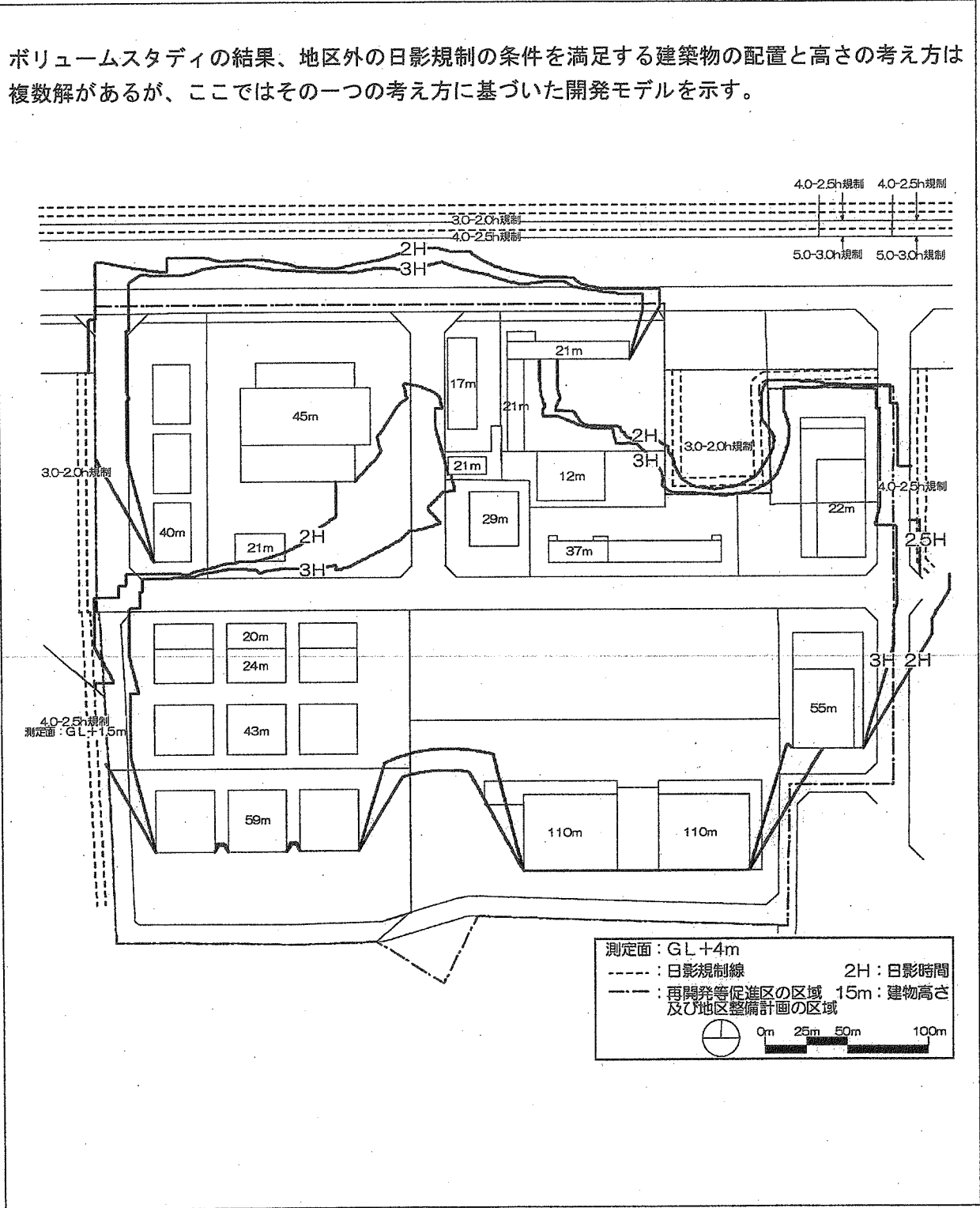


図 5-2 : 複合日影への配慮